

農地法第4条・第5条の許可申請に係る書類一覧表

2024.06.24改正

書 類 名	部 数												備 考
	農 家 住 宅 ・ 農 業 用 施 設	自 己 用 住 宅	公 共 移 転	店 舗 等	福 祉 施 設	病 院 ・ 学 校 等	集 会 所 等	追 認 申 請	敷 地 拡 張	資 材 置 場	駐 車 場	田 畑 転 換	
農地法第4条の規定による許可申請書	3	3	3	3		3		3	3	3	3	3	
農地法第5条の規定による許可申請書	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
開発事前協議済証(写)	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2		予め市開発指導課の「越谷市まちの整備に関する条例」において事前審査を受けたもの(コピー)
委任状	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	5条許可申請の場合は、両者から必要
住民票	各2	各2	各2	各2	各2	各2	各2	各2	各2	各2	各2	各2	土地所有者及び取得者(原本とコピー)申請日より3ヶ月以内のもの
法人の登記事項証明書 又は 法人の定款の写し			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	取得者が法人の場合(原本とコピー) 登記事項証明書の場合、申請日より3ヶ月以内のもの ※業務目的に今回の転用目的が該当しているか必ず確認してください。
団体規約及び構成員会議録					2		2						取得者が登記されていない団体の場合 (自治会、福祉等)
土地登記事項証明書	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2筆以上の場合は各々(原本とコピー)申請日より3ヶ月以内のもの
利害関係者の同意書	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	抵当権、仮登記等、申請者以外の権利が付されている場合に、同意書又は承諾書2通を添付
位置図	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	農振地図又は都市計画図(2万分の1程度)
案内図	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	住宅地図等
公図写	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	申請日より3ヶ月以内のもの
土地改良区の意見書(排水先の協議書とは異なります)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	土地改良区域に該当する場合(原本とコピー)
※土地改良区域に該当する場合、意見書の提出が必要(受理書不可)です。意見書発行までに時間を要しますので、早めに該当する土地改良区へお問合せください。													
◎ 各土地改良区 ・元荒川(048-799-0799)・葛西用水路(0480-47-3811)・新方領用悪水路(048-735-0516)・八条用水路(048-985-7301)・増林(事務所 048-967-2307)													
転用理由書(追認の場合は顛末書)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	指定様式なし
農振農用地除外証明書	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		農業用施設の場合は農業施設用地の証明書
農用地利用適合証明書												2	農用地の田畑転換及び一時転用
誓約書	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	追認申請であっても建物の増改築を伴う場合は必要
被害防除対策書	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	※隣地が農地以外でも被害防除は必要
建築費、造成費、土地購入費等の明細と裏付書 (資金調達計画書、残高証明書、融資証明書、福祉施設・集会所等は補助金内示の写し等)	2	2	2	2	2	2	2	※	2	2	2		※追認申請で建物の増改築を伴う場合、又は新たに被害防除対策を行う場合は2部必要 例①融資証明書、事前審査結果通知書、無い場合は融資(事前審査)申込書で金融機関等が受理したもの 例②金融機関以外から融資を受ける場合は、その意思と資力があることが分かる書類(融資をする者の残高証明書など)
見積書(建築費又は造成費等)	2	2	2	2	2	2	2	※	2	2	2		※追認申請で建物の増改築を伴う場合、又は新たに被害防除対策を行う場合は2部必要
建物配置図又は土地利用計画図	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	駐車場、資材置場は車両の駐車位置、資材の種類、配置場所、配置量、緑地面積等を明示してください
建物平面図・立面図	2	2	2	2	2	2	2	※	2				※追認申請で建物の増改築を伴う場合は2部必要
道水路占用許可書の写し	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	道路又は水路占用がある場合は必要
排水先と協議したことがわかる書類の写し	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2		協議を行った場合は必要 ※「土地改良区の意見書」とは異なります
戸籍謄本写、住民票(長期居住者)、アパート契約書等		2											すべてコピーでも可能
収用証明書			2										原本とコピー
資格証明の写し	2			2	2	2				2	2	2	転用目的実現に資格(許認可等)が必要な場合 (農家、廃棄物、建設業、運送業、医師、古物商等)
既存建物又は拡張部分の写真								2	2				追認申請又は敷地拡張等
資材置場又は駐車場の設置に係る資料 資材置場については、土地利用計画図に資材の置き場所及び数量を明記すること また、資材置場の規模・数量の裏付けとして、近年の事業実績(施工実績、出荷量等)の一覧等を添付すること										2	2		既存資材置場又は駐車場の位置及び写真添付(その他の提出書類の例) 4条貸駐車場 → 利用予定者名簿及び所在地図、 車検証の写し、事業計画書、収支計算書、賃貸借契約書(案) 5条駐車場 → (社用車)車検証の写し (従業員等個人車)車種とナンバーが記載された一覧表(車検証の写しは不要) 5条(貸借)資材置場 → 賃貸借契約書(案) など
農業用倉庫に係る資料	2												
農地改良に係る資料												2	
農地法第18条の書類又は耕作者の同意書													賃借権等に基づく耕作者がいる場合
農地復元計画書及び作付計画書												2	田畑転換以外の一時転用の場合も必要
競公買、裁判上の和解・判決等を証する書面													5条の単独申請の場合
申請地の写真(申請日直近に撮影し、日付入りのもの)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	申請地が草繁茂などにより農地適正管理がされていないと、受付ができない場合があります。

※ 申請の内容によっては、部数欄に記載のない書類や、その他関係書類の提出をお願いする場合があります。

【申請時の注意事項】

- ◎ 申請書提出の時は、必ず申請者(譲渡人・譲受人)が本人確認書類(免許証等)持参のうえ来庁してください。
来庁できない場合は、委任状及び本人確認書類の写し2点を提出してください。※本人確認書類については申請書2枚目(裏面)をご確認ください。
- ◎ 登記事項証明書などの証明は、申請日3ヶ月以内の原本を提出してください。
- ◎ 追認申請の場合は、必ず事前相談が必要となりますので、あらかじめご注意ください。

越谷市農業委員会

☎048(963)9279(直通)

048(964)2111(代表)

内線4451・4452